

令和7年度第4回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和8年1月13日（火）午後3時00分から 第二委員会室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、佐々木委員、萩生田委員、小泉委員
事務局 横倉総務契約課長、桜庭契約係長、矢部主任、佐藤主事

3 議題

（1）審議事項

①多摩市公契約審議会からの答申について

*事務局が資料1・2にて内容説明。

1 多摩市公契約審議会からの答申について（その2）

○意見等

・特になし

2 令和7年度における課題の検討状況と令和8年度以降の検討の方向性

○意見等

会長 多摩市発注工事のキャリアアップシステムの導入状況はどうなのか。

事務局 多摩市としてどのように利用・使用しているか、実態把握ができていない。
他市の状況等も把握して次年度検討していきたい。

委員 民間企業では、大手企業の技術者の管理のためにキャリアアップシステムを導入している場合が多い。実際の技術者の状況、予算措置の状況を確認のうえ、次年度検討していく。

会長 労務台帳の簡素化、改善に向けたキャリアアップシステムの導入については、様々な情報を集めつつ、次年度以降積極的に活用の可否を検討していく。

委員 労務報酬下限額の考え方について、公契約条例を導入している近隣市が、市場性を重視して労務報酬下限額を決めているのではと感じた。次年度以降は、これまでとは違う考え方方が求められるのではないか。

委 員 公契約条例を先行して始めた多摩市として、近隣市の動向、金額を参考に労務報酬下限額を設定する必要があるのではないか。

委 員 他市と労務報酬下限額の金額自体を競争する必要はないのではないかと思う。

事務局 他市との金額の比較というよりは、多摩市として労務報酬下限額を決める考え方、基準を検討していく必要があるのではないか。

自治体ごとに公契約審議会のあり方、労務報酬下限額の考え方方が異なるため、一概にどのように決めているかわからない部分がある。状況、様々な情報を集めて議論を進めていく。

会 長 次年度の労務報酬下限額の考え方については、今までの決め方で良いのか、様々な状況・情報の確認、業種ごとの相場観を確認していく必要がある。

委 員 工事の労務報酬下限額について、設計労務単価以外の基準がなかなか見つからないが、第三次扱い手三法の改正により、国土交通省で設計労務費が示されるようになり、その設計労務費を著しく下回ると、行政指導をするようになるなどの改正がなされ、特に未熟練労働者の労務報酬下限額の決定の考え方の参考になるのではないか。

委 員 複数年度契約案件の契約締結時の翌年度以降に改正された労務報酬下限額を適用するかの対応方法として、他市では毎年賃金を見直して変更対応しているところがあるため、他市の情報を取得していく必要があるのではないか。

会 長 次年度以降、他市の動向、情報を収集して引き続き検討していく。

会 長 工事案件の落札率が 90 %以下だと公契約条例が成り立たない。そのため、公契約審議会として落札率を毎年経過として見ていく必要がある。

事務局 公契約審議会としては、毎年落札率を確認し、低い場合にはどのように改善していくのかを議論していく必要がある。確認の時期としては、第一回の公契約審議会とし、前年度の契約案件の落札率を確認していきたい。

委 員 労働者へのアンケートも必要なのではないか。

会 長 労働者へのアンケートについては、引き続き来年度以降も検討していくこととする。

会 長 労務報酬下限額以外の労働条件の設定について、賃金以外に盛り込める要素については、労働者側、雇用者側それぞれの委員が情報を持ち寄り、来年度も引き続き検討していく。

○審議結果

- ・資料2のとおり答申の内容を決定し、上記の意見を踏まえつつ、来年度も引き続き検討を行っていく。

(2) 報告事項

①多摩市公契約条例の改正について

- * 事務局が資料3にて内容説明。

○意見等

- ・特になし

②令和7年度 多摩市公契約条例対象案件について

- * 事務局が資料4にて内容説明。

委託案件No.22の「道路及び自転車歩行者専用道路清掃業務委託（その1）」の落札率について、46.6%と低いが、作業の予定数量が見込めない単価契約であり、最低制限価格を設けない案件であるため、落札率が低く出ている。案件については、問題なく履行されており、提出されている労務台帳でも労務報酬下限額を上回っていることを確認している。

また、落札率100%の案件については、特命随意契約案件のものが多い。

○意見等

委 員 委託案件No.22は、労務台帳で労務報酬下限額を上回っているということだが、安全に業務が履行できているのか。

事務局 問題なく履行できている。

③令和7年度多摩市公契約条例・行政視察の報告について

- * 事務局が資料5にて内容説明。

○意見等

- ・特になし

④令和8年度多摩市公契約審議会のスケジュール

*事務局が資料6にて内容説明。

○意見等

- ・特になし

⑤条例改正チラシについて

*事務局が資料7・8・9にて内容説明。

○意見等

会長 配布の仕方はどうしているのか。

委員 各案件担当所管課から業者に紙で配布している。今後、配布する際には配布例など示して配るようとする。

会長 資料7、8、9のとおりチラシの内容を決定する。

(3) その他

○意見等

- ・特になし

4 閉会